

様式第二（第二条関係）（平元総府厚令1・平4総府厚令1・平10総府厚令2・平13環省令10・平29環省令12・令元環省令2・一部改正）

25	産業廃棄物の最終処分場			100
25	産業廃棄物の種類			
25	埋立処分の期間	年 月 — 年 月		
	管 理 者 名	連 絡 先		
	50	50	25	
	200			

- 備考 1 寸法の単位は、センチメートルとする。
- 2 遮断型最終処分場のうち、令第6条の5第1項第3号イ(1)から(7)までに掲げる特別管理産業廃棄物の埋立処分の用に供されるものにあつては、「産業廃棄物の最終処分場」とあるのは「有害な特別管理産業廃棄物の最終処分場」と、当該特別管理産業廃棄物の埋立処分の用に供されないものにあつては、「産業廃棄物の最終処分場」とあるのは「有害な産業廃棄物の最終処分場」とする。